

Title	振り仮名表記を考える : 中学校国語科の教科書をもとに
Author(s)	清野, 隆
Citation	語学文学, 33: 23-33
Issue Date	1995
URL	http://s-ir.sap.hokkyodai.ac.jp/dspace/handle/123456789/8378
Rights	本文ファイルはNIIから提供されたものである。

振り仮名表記を考える

— 中学校国語科の教科書をもとに —

はじめに

戦後の様々な国語施策の方向は国語審議会の答申に基づいて実施されてきた。特に、昭和四十一年に文部大臣から国語審議会に対して「国語施策の改善の具体策について」の諮問が出されて以来、この諮問に基づく審議が継続して行なわれてきた。その結果「送り仮名の付け方」「常用漢字表」「現代仮名遣い」などが答申がなされてきたが、平成三年二月の「外来語の表記」をもって戦後の国語施策は一段落したといえる。これらの施策は公用文をはじめとして、新聞、放送など公共機関を中心に広く受け入れられてきた。当然、学校教育においても施策に準拠した方向で児童・生徒に指導が行なわれてきた。

しかし、今日の価値観の多様化に伴う社会状況の変化は、言葉の変化となって表れ、同時に言葉の意識の変化の表れが社会状況の変化を象徴している。そんな中で第十九期国語審議会はこれからの国

語施策についての諸問題の検討がなされ、その報告が平成五年六月八日「現代の国語をめぐる諸問題について」ということでまとめられた。報告された諸課題を基に、文部大臣より「二十一世紀にむけての日本語の在り方」の検討が諮問され、平成五年十一月二十四日発足した二十期国語審議会で現在審議されている。

「現代の国語をめぐる諸問題」という第十九期国語審議会の報告の中に「5 表記に関すること」の「2 交ぜ書き」のところに、次のような一文がある。

「補てん」「ばん回」「伴りよ」のように、漢字の一部を仮名書きするいわゆる交ぜ書きは、読み取りにくかったり、語の意味を把握しにくくさせたりする場合もあるので、言い換えなどの工夫をすることや、必要に応じて振り仮名を用いて漢字で書くなどの配慮をすることについて検討する必要があるのではないか。」(傍線筆者)

このことは交ぜ書きをしなくて常用漢字表の表外漢字等を用いたときなどに、これまであまり振り仮名を用いて漢字を書くなどの配慮

清 野 隆

がなされてこなかったともとれる文脈である。

しかし、現に振り仮名は出版されて様々な書籍の中で目にすることが多い。特に、手近な文庫本ではどの本にも振り仮名が表記されている。注意してみると同一作品であっても出版社により振り仮名を施している漢字に違いがある。また、意外と簡単な字に振り仮名が施されているのに、難しいと思われる漢字に振り仮名の表記がない場合もある。必ずしも、常用漢字表の表外漢字に限らなくても振り仮名の表記がなされている。

本論では検定がなされている教科書で、最も表記に関して十分に配慮がなされていると考えられる国語の教科書ではどのように振り仮名表記が扱われているのかを、現在（平成四年度採択）中学校で使用されている国語の教科書を基に考えてみたい。

二

直接、現行で採用されている国語科の教科書の振り仮名表記に言及する前に、戦後の振り仮名表記がどのように取り扱われてきたのかを先ず概観しておくことにする。

戦後の漢字表記の仕方を方向づけたのは昭和二十一年一月十六日に内閣告示三二二号として発令された「当用漢字表」である。当用漢字表審議の主査委員会の委員長を務めたのは、作家の山本有三である。山本有三は、戦前に「国語に対する一つの意見」（昭和十二年）と題して、振り仮名廃止論を提唱した人である。勿論、山本は振り仮名を廃止した形で作品を発表してきたのである。この「当用漢字表」が国語科教育、特に漢字教育の指導における基準とされてきた

のである。

当用漢字表には「使用上の注意事項」としてイからチまでの規定があり、その「イ」の項目は「この表の漢字で書きあらわせないこととは、別のことばにかえるか、または、かな書きにする。」さらに、「ト」の項目では「ふりがなは、原則として使わない。」とある。つまり、「イ」の項目は当用漢字の字数1850字以内で表記できない場合は別の言葉に言い換えることを求めている。そのことは漢字の使用範囲を限定している同時に、難しい漢字を用いないことが要求されている。したがって、当然、振り仮名表記を必要とするような漢字は可能なかぎり使用しないことになる。

しかし、その後の検定済み教科書にも振り仮名表記は用いられてきている。それは「教科用図書基準内規」において、固有名詞または教科に関する専門的な用語の場合はそのまま表記し、初出の際には振り仮名を表記して読み方を示すことになっていたからである。

この考えがそのまま「義務教育諸学校教科用図書検定基準実施細則」（昭和五十二年九月二十二日）に受け継がれている。この細則では、(2)の項目のただし書きに「ただし、原典をそのまま載せる必要がある場合には、これに（当用漢字音訓表）よらないことができる。この場合においては、少なくとも初出の際に読み方を示すものとする。」また、(3)の項目に「固有名詞又は専門的な用語について、やむを得ず(1)又は(2)によらない場合には、少なくとも各冊ごとの初出の際に読み方を示すものとする。」(注1)さらに(4)の項目に「誤読のおそれのある用語などには、必要に応じて、読み方を示す。」とある。

つまり、原典をそのまま載せる必要があるとき、やむ得ず固有な
詞や言い換えが無理な専門用語を載せるとき、誤読のおそれのある
用語のときなどは振り仮名を表記することが容認されていたのであ
る。

その後当用漢字表は廃止され、現在私たちの表記の目安となっ
ている「常用漢字表」が昭和五十六年十月一日内閣訓令第一号として
発令される。このとき国語審議会答申した前文には常用漢字表の性
格を「……一般の社会生活における漢字使用の目安となることを目
指すものであるから、表に掲げられた漢字だけを用いて文章を書か
なければならぬという制限的なものではなく、運用に当たっては、
個々の事情に応じて振り仮名を用いるような配慮をするのも一つの
方法であろう。」と、述べられている。

「常用漢字表」はこれまでの「当用漢字表」が示していた字種、
音訓内の使用の原則を緩和したことになる。これにより漢字の表記
が常用漢字表の範囲を越えて表記することが許容されたといえる。
それにともない、これまで原則的に用いないことになっていた振り
仮名も読みにくいと思われる場合は、必要に応じて用いることにな
る。ただ、あくまでもできるだけ漢字の使用は常用漢字表の194
5字を基本としている。それでいて個々の事情や立場にも配慮しな
がら、常用漢字表を用いて表記することを努力目標として掲げたの
である。

常用漢字表が定められたことにともない文部省の用字用語例の標
準が示される。その「3」の項目に「……特別な漢字使用等を必要
とする場合には、表外漢字を使用しても差し支えない（その語が読

みにくいと思われる場合は、振り仮名を付けるなど、適切な配慮を
すること。）」とある。つまり、振り仮名の使用は一層緩和された
といえる。

教科書の表記については、昭和五十二年の「義務教育諸学校教科
用図書検定基準実施細則」に準拠することにより、既に振り仮名は
許容されていたといえる。

現在、漢字は字種により大きく二つに区分することができる。一
つは常用漢字表の範囲を越えて表記される漢字（「表外漢字」と常
用漢字表に明示されている漢字（「表内漢字」）である。そのなかで
常用漢字表に明示された漢字は、平成元年の小学校学習指導要領の
告示で、各学年ごとに言語事項の文字に関する事項のなかで「学年
別漢字配当表」として割り当てられ、さらに平成三年に出された「音
訓の小、中、高等学校段階別割り振り表」により、小学校、中学校
及び高等学校の発達段階で区分された漢字に分けられる。このこと
から、表外漢字や表内漢字であっても高校で指導する漢字には中学
校段階では振り仮名が表記されることになる。

以上のことから、中学校の教科書で振り仮名表記がなされるとす
るならば、

- ・ 原典をそのまま載せる必要があり、常用漢字表の範囲を越える漢字を使用したとき。（表外漢字）
 - ・ 固有名詞や言い換えが無理な専門的な用語を用いたとき。
 - ・ 誤読のおそれのある用語のとき。
 - ・ 常用漢字表の漢字であるが、高校で取り扱う音訓のとき。
- の四点が該当することになる。

現行、中学校で採択され使用されている国語の教科書は、学校図書・教育出版・三省堂・東京書籍・光村図書の五社である。この五社が共通して掲載している教材に魯迅の「故郷」がある。各社とも「魯迅文集第一巻」(竹内好訳・筑摩書房)を基にしている。その「魯迅文集第一巻」では、次の漢字に振り仮名が表記されている。

「魯迅文集第一巻」では、次の漢字に振り仮名が表記されている。
 苦・発つ・刺又・閨月・くず初・轎・啄ばむ
 閨土・宏児・猿・忙月・短工・長年・稻鶏・角鶏・藍背・水生・揚おばさん・閨ちゃん・迅ちゃん

中国の作家、魯迅の翻訳作品である「故郷」では、カタカナの振り仮名(?)とひらがなの振り仮名の二通りが表記されている。カタカナの表記は登場人物名、動物、身分階級を表わす語で、翻訳上日本語に置換できないものである。これらの表記は教科書により異なり、翻訳本通り(閨土・忙月……)と表記、また(ルントー「閨土」・マンユエ「忙月」・チャー「猿」……)と表記、さらに固有名詞的な語と普通名詞の語を分けて(ルントー「閨土」……「忙月……)表記している場合の三通りがある。いずれにせよ、これらの語は外来語をカタカナ表記するのと同じと考えられる。したがって、本論の目的であるどのような漢字に振り仮名が表記されているのかとは、やや異なるので検討対象の漢字としては取り扱わない。

各教科書の振り仮名表記している漢字を示すと、

A社: 寂・親・戚・紺・碧・刺・又・供・物・参・詣・年・貢
 閨・月・五行の土・溺・愛・獐・猛・繁・盛・数・珠・匪

B社: 賊・纏・足・麻痺
 参・詣・年・貢・閨・月・甥・紺・碧・西瓜・刺・又・供・物
 猛・跳ね魚・繁・盛・妾・数・珠・匪・賊・燭・台・大秤
 参・詣・年・貢・閨・月・五・行の土・溺・愛・鳩・獐
 苦・寂・寥・紺・碧・供・物・参・詣・年・貢・閨・月・五
 行の土・溺・愛・獐・猛・小・町・繁・盛・膨れっ面
 匪・賊・燭・台・足
 D社: 苦・寂・寥・親・戚・甥・破れ茎・紺・碧・刺・又・供・物
 参・詣・年・貢・五行の土・閨・月・溺・愛・獐・猛・口添
 え・小・町・繁・盛・妾・一・言・数・珠・匪・賊・燭・台
 大・秤・麻痺・纏・足・碗・金・色
 E社: 息・子・刺・又・閨・月・溺・愛・五・行の土・屑
 粗・獐・猛・頬・骨・小・町・繁・盛・ふくれっ面・数・珠
 残・麻痺・金・色

「魯迅文集第一巻」の「故郷」で振り仮名表記をしてあるが、教科書に掲載の時点でひらがな表記に改められたのは「発つ」「轎」「啄ばむ」の三語である。

五つの教科書が共通して振り仮名表記をした漢字(熟語)は右記からわかるように次の十一の熟語である。

寂寥・供物・参詣・年貢・溺愛・獐猛・繁盛・匪賊・(紺碧・閨月・五行の土)

この中で、各教科書共通の熟語で表外漢字あるいは高校で指導す

る漢字で構成されているのは「寂寥」のみである。「寂寥」の「寂」を「さびしい」と訓読するのは中学校段階であるが、「セキ」と音読するのは高校・「寥」は表外漢字である。他の熟語は、

供物（「供」を「ク」の音読は高校）参詣（「詣」が表外漢字）

年貢（「貢」を「ク」の音読は高校）溺愛（「溺」が表外漢字）

犴猛（「犴」が表外漢字） 匪賊（「匪」が表外漢字）

繁盛（「盛」が「ジョウ」の音読は高校）

つまり、二字で構成されている漢字のうち、どちらか片方が表外漢字あるいは高校で指導する漢字で成り立っている。そのため、その漢字に合わせて、既習の漢字にも振り仮名が表記されたと考えられる。特に、「寂」を「セキ」「貢」を「ク」「盛」を「ジョウ」と音読するのは、常用漢字表の音訓欄では右寄せに表記され、特別な音あるいは用法がごく限られた狭い読みにあたるものである。

ところが、「紺碧」は、「碧」が表外漢字であり、「紺」は中学で指導する漢字で構成されているにもかかわらず、前述した八つの熟語とは若干教科書により異なっている。C社とD社とE社の教科書では「紺」は既習教材で提出済みであるために、「碧」との関連で「紺碧」の二字に振り仮名を表記したと考えられ、前述した八つの熟語と同様の取り扱いである。しかし、B社の教科書では「紺」は「故郷」が初出の漢字であり、新出漢字の用例で取り扱うため振り仮名表記を「碧」に止めたと考えられる。A社の教科書では「紺」は「故郷」が初出にもかかわらず、振り仮名を表記したのはC社などと同様と考えられず、理由はわからない。

「閨月」の「閨」は表外漢字である。「月」は小学校低学年で取

り扱う漢字である。「閨」のみに振り仮名を表記したA社とB社の教科書は「魯迅文集第一巻」の「故郷」の表記に即したと考えられる。「閨月」の両方に振り仮名を表記した教科書は前述の八つの熟語と同様の取り扱いをしたと考えられる。

次に、「五行の土」であるが、「五」も「行」も「土」もすべて小学校の低学年で取り扱われる漢字であるが、「五行の土」は中国の干支にかかわる語であり、日本では馴染みがないため読み間違いの恐れを考慮して振り仮名が表記されたと考えられる。その時に読み間違いの恐れの高い「土」のみにするのか、「五行の土」全体にするのかにより違いが生じたといえる。

次に、四つの教科書が共通して振り仮名を表記した漢字は、

苦・親戚・刺叉・数珠・纏足・燭台

「苦」は表外漢字である。A社の教科書のみがひらがな表記に改める。他の教科書は「魯迅文集第一巻」の「故郷」は漢字に振り仮名を表記していることに準じたか、あるいは表外漢字ゆえに振り仮名の表記をしたと考えられる。

「刺叉」の「叉」が表外漢字である。「刺」は中学校で取り扱うが、その場合は「さす」と動詞扱いである。C社の教科書のみひらかな表記に改める。これも、「苦」と同様「魯迅文集第一巻」の「刺叉」の表記に準じたか、「刺叉」は鋭い鉄製のやりを棒の先につけた武器の名称であり、専門的な用語の一語として判断したものと見える。

「数珠」は常用漢字表の付表にある、漢字二字以上で構成されるいわゆる熟字訓である。この付表も小、中、高校段階で取り扱いが

定められており、「数珠」は高校である。C社の教科書のみがひらがな表記に改める。

「親戚」の「戚」と「纏足」の「纏」が表外漢字である。C社の教科書が「親せき」、B社の教科書が「てん足」とませ書きをしている。「魯迅文集第一巻」では、振り仮名の表記がない「親戚」「纏足」である。

「燭台」の「燭」が表外漢字である。A社の教科書のみが「燭台」と振り仮名の表記をしないで、そのまま掲載しているが、「燭」が表外漢字であることから、振り仮名の表記を忘れたとも考えられる。なお、「魯迅文集第一巻」では、振り仮名の表記は施されていない。

三つの教科書が共通して振り仮名の表記をした漢字は、
麻痺・甥・大秤・小町

「麻痺・甥」は表外漢字であるため、ひらがな表記に改めた教科書と漢字に振り仮名を表記したかの違いである。「大秤」の「秤」は表外漢字である。「大秤」を「おおばかり」と振り仮名を表記した教科書がD社とE社、「秤」のみに振り仮名を表記したのはB社、「大ばかり」と交ぜ書きに改めたのがA社とC社の教科書である。

「小町」は「小(こ)町(まち)」も小学校で扱うが、「豆腐屋小町」の「小町」を「小野小町」に準じて固有名詞に近い扱いと考えるか、あるいは美しい人を「〇〇小町」というように普通名詞扱いとするのかにより違いが生じたと考えられる。

二つの教科書のみが振り仮名を表記した漢字は、
膨れっ面・妾・鳩・碗・金色

「膨れっ面」の「面」を「つら」と訓読みするのは高校である。

「膨れる」は中学扱いのため、C社は「面」のみに振り仮名を表記、「つら」にともなって「ふくれっつら」と全体にひらがな表記に改めたのはA社、B社、D社、「ふくれっ面」として、「膨」の漢字のみをひらかな表記に改め、「面」に振り仮名の表記をしたのはE社の教科書である。「膨れっ面」を一語とするのか、「膨れっ」を「面」の修飾語的と考えたかの違いもあるかもしれない。

「妾」「碗」は表外漢字である。二つの教科書以外はひらがな表記に改められている。

「金色」は「コン」も「シキ」も小学校での既習の音読みであるが、「きんいろ」と読み違いのおそれからD社、E社の教科書は振り仮名が表記されたと考えられるが、音訓のどちらが適切な読みであるのかは定かでない。他社は振り仮名の表記がない。

最後に、一つの教科書のみが振り仮名を表記した漢字、
破れ茎・一言・口添え・息子・伯父さん・名残・靱屑・柵・西瓜
・跳ね魚・頬骨・鳩

「破れ茎」の「破」は「やぶられる」「やぶる」で中学校扱いである。「破れ茎」をD社の教科書以外は、「やれ茎」と表記しているのは「破れ茎」が枯れてしなびた茎の意であり、「やれ」の部分が茎に係る修飾語と考えられるからである。

「一言」は「一」「言」も小学校扱いではあるが、「一言」は「いちげん」「いちごん」「ひとこと」など読み違いを避けるために振り仮名が表記されたと考えられる。

「口添え」の「口」は小学校、「添え」は中学校扱いである。なぜ、振り仮名が表記されたかは定かではない。

「屑靱」は、「魯迅文集第一巻」では、「くず靱」と表記されていたのをあえて表外漢字である「屑」と書き改め振り仮名を表記したのは、既に「靱」は表外漢字であり、交ぜ書きを避けるためと考えられる。「頬骨」の「頬」と「鳩」は表外漢字であり、一つの教科書以外はひらがな表記に改められている。

「跳ね魚」の「跳」は「はーねる」で中学校、「魚」は小学校扱いである。「跳ね魚」に振り仮名が表記のないのがA社、「跳」の漢字のみ振り仮名を表記したのがB社、「はねうお」とひらがなの表記に改めたのが、C社、D社、E社の教科書である。「跳ね魚」を専門用語とみるのか、既習の漢字と判断するのかの違いが生じたと考えられる。

「息子」「伯父さん」「名残」は常用漢字表の付表で中学校扱いである。したがって、必ずしも振り仮名の表記は必要とはしない。

「西瓜」は常用漢字表の付表で取り上げられ、扱いは高校である。

四

五社の教科書が共通して掲載しているのは三年生扱いの「故郷」のみである。この作品の場合は「魯迅文集第一巻」の翻訳そのものに振り仮名が表記されている漢字が一部にあり、そのことが教科書の振り仮名の表記に影響を与えていた面がある。

前掲のA社、B社、C社、D社の四社が共通で二年生の教科書に掲載している作品に太宰治の「走れメロス」がある。各教科書とも筑摩書房発行の「太宰治全集第三巻」の「走れメロス」を底本としている。この「走れメロス」には「あの方」^{かた}一語のみが振り仮名が

表記されている。「あの方」^{かた}は四つの教科書ともひらがな表記に改められている。残り漢字に全て振り仮名の表記がないことは、どの漢字に振り仮名の表記をするのかは各教科書の編集にまかされたこととなる。

四つの教科書で共通して振り仮名を表記したのは、

老爺・石工・巡邏・蒼白・憫笑・反駁・嘲笑・下賤・磔刑・困憊
・奸佞・氾濫・繫舟・獅子・憐慰・灼熱・韋駄天・漏々・緋のマ
ント

このなかで「石工」を構成している「石」も「工」も小学校で扱われている漢字である。「工」は「工面」「工夫」などの熟語で出されている。ただ、「石工」という職業が馴染みの薄い職業になっているため、専門用語に準ずる扱いで各教科書とも振り仮名を表記したといえる。

また、B社の教科書のみが「氾濫」は「氾」のみに振り仮名を表記している。「氾」は表外漢字であるが、「濫」は中学校指導の常用漢字表である。B社の教科書では「濫」を初出の新出漢字扱いになっており、そのため「濫」に振り仮名が表記されなかったのである。同じようにD社の教科書でも「濫」は初出の新出漢字で扱いながら「氾濫」の二字とも振り仮名が表記されたのは、他の新出漢字の扱いと異にしている。それは「氾」の表外漢字に合わせたためであろう。また、A社の教科書では初出の漢字であるが、新出漢字扱いをせずに、同学年の後の別な教材で「濫」を新出漢字扱いとしている。なお、C社の教科書は「濫」を中学校での新出漢字扱いとはしていない。

それ以外は構成している漢字の全てに振り仮名が表記されている。これらの漢字は構成している漢字の両方が表外漢字であるかどちらか一方が表外漢字である。なお、「韋駄天」は仏法守護する神の名であり、固有名詞及び専門用語にあたる。

次に、三社の教科書が共通して振り仮名を表記したのは、

女房・低声・相会う・南無三・会釈・棍棒・歎歎

「女房・会釈」の「女ーニョウ」「会ーエ」と読むのは高校扱いである。にもかかわらず、A社の教科書では、この二語とも振り仮名が全く表記されず、漢字表記のみである。特に、「女」は常用漢字表によると、「ジョ」「ニョ」「おんな」「め」などの音訓の読みに対して「ニョウ」は特別な音で用法もごく狭いものであることを示している。B社の教科書では「房」「釈」を初出の新出漢字扱いのため「女」「会」の漢字のみに振り仮名を表記する。

底本になった「太宰治全集第三巻」では「低声」であるが、D社の教科書では「小声」と改め、同様に、「歎歎」をB社の教科書では「すすり泣き」と改めている。「歎歎」は二字とも表外漢字である。D社以外の教科書が「低声」を「こごえ」の振り仮名を表記したことはこれまでと異なり、振り仮名で示された表記が漢字で書かれた語の意味を表していることになる。

また、「棍棒」は「棍」は表外漢字であるが、B社の教科書のみが「こん棒」とませ書きしている。「相会う」はC社のみが振り仮名の表記がない。なお、他の教科書は「会う」（おーう）のみの振り仮名の表記である。

「南無三」はA社のみが漢字のみの表記だが、「南無三」は仏教

用語の「南無三宝」の略語にあたり、専門用語に該当する。したがって振り仮名は必要である。

二社の教科書が共通して振り仮名を表記したのは、

市・眉間・呼吸・間に合う・定法・今宵・呆然・南無三・茫然・

滾々・羊群・風態

「市」はA社とC社の教科書が「まち」と振り仮名を表記したが、他の教科書は底本の「市」を「町」の表記に改める。同様に「風態」をC社とD社の教科書は底本通り「風態」にし、それに「ふうてい」と振り仮名を表記したが、他の教科書は「風体」に表記を改める。「態」を「テイ」と音読するのは表外扱いである。

「眉間」は「眉」が表外漢字のため、A社とB社の教科書は振り仮名を二字とも漢字に表記、他はひらがなに改める。「呆然・茫然・滾々」は「呆」「茫」「滾」は表外漢字のため、B社とC社の教科書は二字とも漢字に表記、他はひらがなに改める。

「間に会う」はA社とD社の教科書が「間」にのみ「ま」の振り仮名を表記、他は「まにあう」と表記。「ま」と訓読するのは小学校で扱うのだが、読み間違いの恐れを考慮したのか。

「定法・羊群」はB社とD社の教科書が「じょうほう」「ようぐん」と振り仮名を漢字に表記、他は漢字表記のみである。これらの漢字の一字一字の音読みは小学校扱いである。これも振り仮名を表記した教科書は読み間違いを考慮したためと考えられる。

「呼吸」を「いき」と振り仮名を表記したのはA社とB社の教科書、他は「呼吸」という漢字だけの表記。これは「低声」と同じで「いき」が「呼吸」の意味を表してある。中学生が「コキュウ」と

は読めても「いき」と読むのは難しいといえる。

「今宵」はB社とC社は漢字に振り仮名を表記、D社はひらがな表記に改める。A社は漢字のみの表記である。「宵」は中学校扱いの漢字であるが、B社、C社、D社の教科書では「宵」は新出漢字扱いがされていない。「宵」は常用漢字表に追加された漢字ではあるのだが……。

一つの教科書のみが振り仮名の表記をした漢字は、

賢臣・幾度・昨日・放免・合点・卑劣・十字架・捕縛・縄・一睡
・渡し守・哀願・芋虫・空虚・祭壇

このなかで「渡し守」は「守」のみ振り仮名が表記されている。他の漢字は構成されている漢字の全てに振り仮名が表記されている。

これら全ての漢字は小・中学校で取り扱う漢字である。したがって、振り仮名はなくともよいといえるが、表記されている。

おわりに

教科書の振り仮名の表記を「故郷」と「走れメロス」を基に具体的に取り上げてきた。この二つの教材(作品)の各教科書の振り仮名を表記した語句数(異なり使用量)は、

教科書	作品	A社	B社	C社	D社	E社
故郷	十六	二十二	十六	二十七	三十	
走れメロス	三十一	三十五	三十一	三十九		

同一作品であっても各教科書によって振り仮名の使用量も異なり、さらにどの漢字にどのように振り仮名を表記するのも異なる。整理してまとめると、

- ・表外漢字が表記されていると振り仮名が表記される。

- ・熟語構成の中に表外漢字が含まれているとそれにもない他の漢字も振り仮名の表記されることが多い。

- ・表内漢字であっても高校扱いの音訓には振り仮名が表記されることが多い。

- ・熟語構成の中に高校扱いの音訓が含まれているとそれにもない他の漢字も振り仮名の表記されることが多い。

- ・表外漢字が表記されているときひらがな表記に改められる。

- ・表内漢字であっても高校扱いの音訓はひらがな表記に改められる。

- ・熟語構成の中に表外漢字や高校扱いの音訓が含まれていると漢字のみひらがな表記し、交ぜ書きをする。

- ・高校扱いの音訓であってもときには振り仮名の表記がないときもある。

- ・既習の音訓であっても誤読のおそれがあると考えられるときは振り仮名の表記がされる。ただし、誤読の基準は定かではない。

- ・底本がひらがな表記であっても熟語構成している他の漢字との関係で表外漢字を用いて表記し、そのうえで振り仮名を表記しているものもある。

- ・固有名詞や専門的な用語には振り仮名の表記がされることが多い。例えば、教科書の説明的な文章では「食物連鎖」(生物)「廃

仏毀釈」(歴史)「大隈半島」(地理(下線のみ))「夏目漱石」(作家名)「徒然草」(作品名)などである。ただし、これも教科書により異なっている。例えば、「源氏物語」は「源氏物語」の全てに振り仮名表記があるのと、「源氏」のみにとどめているのもある。

・常用漢字表の付表にある熟字訓については、全ての熟字訓に振り仮名の表記を施しているのと、高校扱いの熟字訓に限っているものと、読み間違いのおそれあるいは読みづらさなどを考えて表記したと考えられる語句など、その対応は各教科書により異なっている。

いずれにせよ、これらの振り仮名の表記に共通して言えるのは、振り仮名が漢字の読み方を示していることである。

しかし、一部であるが「呼吸」を「いき」と振り仮名の表記があるように、漢字の意味表記として振り仮名が用いられていることもある。このことは振り仮名が漢字の読み方を示すにとどまらないことを表している。振り仮名は日本語表記の多様さと豊さの側面を表しているとも言える。

夏目漱石の「夢十夜」の「第五夜」では、「鶏」を「とり」と振り仮名が表記されているが、一箇所だけ「鶏」を「にわとり」と表記している。「にわとり」と表記した部分が作品を読み解く重要な鍵となっている。言い換えると、振り仮名が表現者である作者にとっても作品を理解する読者にとっても大きな役割を果たしていることになる。

結論的にいえることは、教科書であっても振り仮名は表記をどの

ような漢字にどのように表記するのかという統一はない。教科書では振り仮名をどのように用いるかの統一は必要であるが、それは漢字の読み方というごく限られた場合であり、それ以上の基準を設定することは慎重でなければならない。

かつて山本有三に「むずかしい漢字をやたらに使ったために、そこからわき出たボーフラ」とまで言われた振り仮名にどのような方向を示唆するのか、国語審議会の答申に注目したい。その答申は国語科教育にも多大な影響を与える。

注1 (1)と(2)には、次のことが記されている。

(1) 小学校における漢字の使用法については、「当用漢字音訓表(昭和四十八年内閣告示第一号)による。

(2) 中学校においては、使用する漢字は「当用漢字表」(昭和二十一年内閣告示第三十二号)に示されている漢字の範囲内に限り、その使用法については、「当用漢字音訓表」による。

参考文献

「国語教育史資料第三巻—二十 国語に対する一つの意見—」

山本 有三 東京法令 昭和五十六年

「日本語の表記——国語教育と表記——」 武部 良明 角川書店 昭和五十四年

「注解 常用漢字表」 藤原 宏 ぎょうせい 昭和五十六年

「漢字講座十一巻・漢字と国語問題——振り仮名の問題——」

加藤 彰彦 明治書院

「公用文の書き表わし方の基準」 文化庁 第一法規
昭和六十二年

「月刊国語教育八月号——速報 現代の国語をめぐる諸問題につ
いて——文化庁」 東京法令 平成五年

「表記の手引き」 松村 明校閱 教育出版編集局 平成四年

「改訂小学校教育課程講座国語」 小森 茂 文部省内教育課程
研究会 ぎょうせい 平成元年

「改訂中学校教育課程講座国語」 北川 茂治 文部省内教育課程
研究会 ぎょうせい 平成元年

(岩見沢校)